

地下水採取量報告の見直しについて

見直しの背景

地下水を水源とする専用水道の増加。
都市化の進展による地下水涵養量の減少。

地下水位等の現状

全般的には地下水位は上昇傾向、地盤沈下は沈静化。
地下水採取量もほぼ横ばい傾向（H17年：22万 m^3 /日〔府域の報告対象地域内〕）

地盤沈下の監視等

常時監視：府内の地盤沈下観測所における地盤沈下・地下水位の常時観測。
水準測量：府内約500点において実施（隔年）。
地下水採取量報告：「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、府域（概ね平野部）で、吐出口断面積 6 cm^2 を超える揚水機を用い地下水を採取する者に対し、年1回の地下水採取量報告を義務づけ。

課題・問題点

専用水道の地下水採取量が一部未把握

… 専用水道で揚水機の吐出口断面積を 6 cm^2 以下にし、井戸を複数本設置する事例が増加（現行、地下水採取量報告義務対象外）。

山間部での地下水採取量が未把握

… 現行、地下水採取量報告の対象地域は地盤沈下のおそれのある概ね平野部。山間部は、報告対象地域外であるが降雨等が地下浸透により帯水層に地下水を供給する涵養域。

… 山間部において地下水採取がなされた場合、長期的に見れば平野部への地下水供給の減少にもつながり、専用水道による地下水採取の増加も考え合わせると、地盤沈下の再発も懸念。

対 応

地下水採取量の報告を要する対象を、揚水機の吐出口断面積の合算で 6 cm^2 を超えるものとする。

地下水採取量報告地域を府全域とする。

《今後のスケジュール》 今年度内に条例改正（予定）。